

第6章 環境教育推進のための教育行政の支援

1 教員の指導力向上のための支援

県は、学校教育における環境教育を推進し、児童生徒の学習指導を行う指導者養成のために、次のような支援を行います。

(1) 中央講習会等で得られた情報の提供

文部科学省及び環境省主催の「教員研修会」や「全国環境学習フェア」のように全国的な視野に立ち実施されている研修会の情報を提供します。また、それらの研修会へ県教育センター等の環境教育担当者を計画的・継続的に派遣し、その研修成果を各学校に提供することで、地域における環境教育の中核となる教員の養成に役立てます。

(2) 県教育委員会等が主催する講座の活用

県教育委員会等が主催する研修講座や出前講座において、本指針の理念やP. 27からの資料の活用方法、環境教育の学習プログラム作成の支援や児童生徒の活動を引き出すための方法の習得等、専門性の向上を図り、学校の中核として環境教育を推進していく指導者の養成に努めます。

(3) 県や市町村のさまざまな機関が主催する講座・活動等の活用

教職員が研修に参加しやすいように、各学校で実施する校内研修会や各市町村教育委員会が主催する教職員向けの研修会に対して、県の様々な機関と連携し、講師派遣や実験機材の貸出により支援します。

県環境科学研究センターや森林研究研修センターを代表とした県の様々な機関が主催する講座、あるいは大学が行う講義や講座、活動への参加体制を整備し、研修の機会の拡大を図ります。また、県青年の家や少年自然の家、公民館等の社会教育として実施している環境教育の講座への参加の機会を拡大し、資質の向上を図ります。

(4) ファシリテーターやコーディネーターの育成及び協働した取組みの支援

ファシリテーターやコーディネーターの育成を図り、県の様々な機関やNPO等との連携を支援します。

2 学校の環境教育の活性化のための支援

県は、各学校における環境教育をさらに活性化するために、次のような支援を行います。

(1) 情報の収集と提供

Web等を利用し、環境教育にかかわる有益な情報の収集と提供に努めます。

- ① 国や県の動きや取組みの情報等、環境教育の枠組みにかかわるような有益な情報を提供します。
- ② 県内外の環境教育の全体指導計画の作成例や実践事例、学校の日常的な取組みの事例を収集し、提供します。

(2) 学校等の活動の紹介

「やまがた環境展」や「高校生環境ものづくり発表会」のような既存の様々な環境イベントを、学校の環境教育の活動発表や情報交換、連携の場として活用していきます。

(3) 環境教育にかかわる連携活動

産学官のさらなる連携を促進し、学校の枠を越えて連携した環境教育が実践できるように努めます。また、学校間の交流や情報交換の支援に努めます。

(4) 環境教育の参考となる図書教材や視聴覚教材の整備

県教育センターにおいて、環境教育の参考となる図書教材や視聴覚教材の一層の整備に努めるとともに、各学校における利用の便を図ります。